

投資等WG関連

受付日	30年9月27日	所管省庁への検討要請日	30年11月1日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	リース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資の取引時確認について
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース取引等のストラクチャーに用いる100%出資SPC(ペーパーカンパニー)向け親子ローンを犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象外とすること。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資SPC(ペーパーカンパニー)がレッサー(もしくは資金拠出者)となる場合について、SPC向け親子ローンであっても、犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象取引となっているが、親子ローンが「ハイリスク取引」や「疑わしい取引」に該当することはないと思われる。斯かる取引について犯罪収益移転防止法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。</li> <li>・本提案は、「規制改革推進に関する第3次答申」(2018年6月)において、2018年度検討、2019年度結論とされているが、早急に検討を開始すること。</li> </ul>
提案主体	公益社団法人リース事業協会

	所管省庁	警察庁金融庁
制度の現状	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結については、犯罪収益移転防止法施行規則第4条第1項の「簡素な顧客管理が許容される取引」に規定されていないことから、当該親会社は当該子会社について取引時確認を行わなければなりません。	
該当法令等	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和については、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止の観点や貸金業法の制度趣旨を踏まえながら、平成30年度において検討を行い、平成31年度中に結論を得てまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

受付日	30年8月24日	所管省庁への検討要請日	30年9月14日	回答取りまとめ日	30年10月26日
-----	----------	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	電子確定日附システムの見直し
具体的内容	<p>契約書などに確定日附の付与を受ける場合、公証役場に書類を持ち込み、700円を支払って依頼すれば、その場で確定日附を受けることができる。</p> <p>大抵の公証役場は、確定日附については、カウンター的女性事務員が受け付けて、公証人に確認してから、すぐにその場で押印して完了するケースがほとんどである。</p> <p>一方、電子確定日附の場合は、オンラインで申請し、公証役場に700円を持参して、その後にオンラインでデータを受領する手続きとなる。</p> <p>結局、納付のために公証役場に行かなければならないのであれば、オンラインで手続きをする意味がない。唯一のオンラインのメリットとしては、公証役場に書面データの保存を依頼できて、謄本の発行を受けることができる程度のことである。</p> <p>法務省は、オンライン申請のシステムを作るだけで、支払い方法は公証役場任せにしているので、このような不便なことになっているのである。</p> <p>足や心臓が悪いひとを想像してもらいたい。単に700円を持参するだけでも、行く必要があるかないかで、全く負担の程度が異なるのである。</p> <p>その他にも、今後、電子契約が推進されるにあたり、民間の電子契約システムと連携して、公証役場の確定日附システムが利用できるかどうかによって、その利便さは大きく異なると考えられる。</p> <p>しかし、現状では700円を公証役場に持参するというアナログ手続きが含まれるため、利用の障害となっている。そこで、たとえば、登記事項証明書のオンライン請求と同様に、ペーパーでの支払いなどをシステムとして組み込む方法など、オンラインですべて完結できるシステムにするべきである。</p> <p>次に、確定日附の付与について、公証人がチェックをする一番大きなポイントは、作成者と作成日が明示されているかどうかである。この記載漏れによる補正を防ぐために、作成者名と日付記入の注意書きを記載するか、これらの入力欄を別途設けるべきである。</p> <p>最後に、確定日附は公証役場以外でも、法務局で受けることができる。これらの申請先についても、オンラインで申請できるように改善するべきである。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状	電磁的記録に対する電子確定日付の付与は、指定公証人(公証人法第七条の2)が電磁的記録に記録された情報に日付を内容とする情報(日付情報)を付することによって行い、これが付された場合には、当該情報を「確定日付のある証書」とみなすものとされています(民法施行法第5条第2項)。	
該当法令等	民法施行法第5条, 第8条, 公証人手数料令第37条ほか	
対応の分類	①現行制度下で対応可能②その他③その他	
対応の概要	<p>①について</p> <p>公証人への手数料の納付については、既に、振込み等による支払が可能である公証役場もあり、その場合には、公証役場に出向かずに、オンラインで全ての手続を行うことができます。今後、このような取扱いを拡大するよう努めてまいります。</p> <p>②について</p> <p>注意書き等の案内に関するご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>③について</p> <p>法務局における確定日付の付与をオンラインで行うことについては、既に公証役場においてオンラインで確定日付の付与を受けることができることや、利用件数が減少傾向にあることを踏まえ、慎重に検討してまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

## 提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	29年9月13日	所管省庁への検討要請日	29年10月3日	回答取りまとめ日	30年9月26日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	店舗の建替えて発生した余剰スペースの外部賃貸の一層の柔軟化
具体的内容	<p>銀行の店舗の建替えにあたり、余剰スペースを確保して外部へ賃貸することを可能とする。</p> <p><b>【提案理由】</b>          ○地方においては、高齢化社会への対応、財政効率化等の観点から、生活機能を集約し、暮らしやすい「まち」を創ることが喫緊の課題となっている。また、銀行の店舗は好立地にあることが多いため、地域の企業等から銀行に対し店舗の余剰スペースを賃貸してほしいとのニーズが寄せられている。</p> <p>○現行の監督指針上、店舗の建替えにあたって生じた余剰スペースの賃貸は、公的な再開発事業や地公体等からの要請を伴う建替えの場合に限って可能とされている。</p> <p>○公的要請等がない場合にも、銀行店舗の建替えの際に余剰スペースを確保し、買い物、医療、教育、福祉など、生活インフラに係る企業等に賃貸することができれば、「まち」の再構築の促進、にぎわい創出につながる。</p> <p>○既存の店舗の建替えの場合に限定しているため、不動産業者への影響は少ないと考えられる。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。	
該当法令等	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	29年9月25日	所管省庁への検討要請日	29年10月19日	回答取りまとめ日	30年9月26日
-----	----------	-------------	-----------	----------	----------

提案事項	銀行系リース会社による不動産オペレーティングリースの解禁
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行法上、銀行グループに属するリース会社が行う不動産リース業務について、特段制限は設けられていないが、監督指針において、「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限る」とこととされている。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行グループに属するリース会社による不動産オペレーティングリースの解禁。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本規定は、他業禁止の観点から同指針の後段の「一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務」を禁止する趣旨と理解されるものの、オペレーティングリースが必ずしも一般向け不動産業務に該当するとは限らないため、他業リスクを排除しつつ、不動産オペレーティングリースを取組むことは可能と思われる。</li> <li>・不動産有効活用等のお客様のニーズに対応し、不動産マーケットの活性化に寄与する観点から、前段の規定の削除をご検討頂きたい。</li> </ul>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行グループに属するリース会社が行う不動産を対象としたリース契約については、リース形態をとって一般不動産事業を行うなどの他業禁止規定の潜脱を防ぐために、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限って認められております。ただし、平成29年9月の監督指針の改正により、公的施設の整備・運営に係る不動産オペレーティング・リースについては、銀行グループの属するリース会社が行うことを解禁しました。	
該当法令等	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-3-1(2) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-7-1(2)	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	左記以外の不動産オペレーティング・リースの解禁については、銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年2月1日	所管省庁への検討要請日	30年2月23日	回答取りまとめ日	30年9月26日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	銀行が保有する不動産の外部賃貸に関する規制改革要望
具体的内容	<p>○ 銀行が事業用不動産を賃貸するためには、監督指針における次のような要件を満たす必要がある。このため、業務の効率化等により生じた余剰スペースを柔軟かつ機動的に賃貸したり、店舗建替えの際にあらかじめ余剰スペースを設けて賃貸することができない。</p> <p>イ. 行内の業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと。</p> <p>ロ. 全行的な規模での実施や特定の管理者との間における組織的な実施が行われていないこと。</p> <p>ハ. 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること。</p> <p>ニ. 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと。</p> <p>○ 銀行の店舗の余剰スペースを活用し、買い物、医療、教育など、地域の生活インフラに係る企業等に柔軟に賃貸できれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出につながる。</p> <p>○ 銀行が保有する不動産については、地公体からの要請等がない場合でも、自由に地域の企業等への賃貸ができるよう要件を見直していただきたい。例えば、次のようなニーズがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の統廃合等により、事業の用に供さなくなった土地・建物を賃貸する。</li> <li>・住民の動線や交通事情の変化等を踏まえ、店舗を新たな場所に移設・新築する場合に、余剰スペースを確保して賃貸する。</li> <li>・上記のような環境変化を踏まえて、新たな場所に出店する場合に、余剰スペースを確保して賃貸する。</li> <li>・駐車場など、各店舗に共通して存在する余剰スペースを賃貸する。</li> <li>・店舗の建替えの際に生じた余剰スペースを賃貸する。</li> <li>・ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。等</li> </ul> <p>○ 地域の企業等は、不動産の管理や固定資産税の負担等を回避するため、銀行からの買取よりも賃貸を希望するケースが多いのが実態である。</p>
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。	
該当法令等	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年2月15日	所管省庁への検討要請日	30年2月23日	回答取りまとめ日	30年9月26日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	銀行の保有不動産に係る賃貸業務の一層の柔軟化
具体的内容	<p>(1) 要望の具体的内容 地方創生や中心市街地活性化等の観点から、業務の用に供しなくなった店舗、既存店舗の余剰スペース、あるいは店舗新築・建替の際に予め確保したスペース等を活かし賃貸業務が行えるよう、要件を一層柔軟化して頂きたい。</p> <p>(2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 銀行が保有する不動産の賃貸については、その他付随業務として、固有業務の規模に比して過大でないことや、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が要件となっている。また、公共的役割を有している主体からの要請に伴い賃貸を行う場合は、賃貸の規模や期間について柔軟な対応が可能となっている。 銀行の店舗等は比較的好立地にあり、地元の民間事業者等からも賃貸のニーズがあるほか地域に合った有効活用を望む声がある。こうした要望に応え、業務の用に供しなくなった店舗、既存店舗の余剰スペース、あるいは店舗新築・建替の際に予め確保したスペース等を活かし、小売、医療、福祉、教育等の企業に賃貸することができれば、政府が推進する地方創生や中心市街地活性化の促進につながるものと思料する。 これまで段階的に規制緩和が行われてきたが、銀行の業務の公共性や十分な信用を求められていることなどを鑑み、公共的役割を有している主体からの要請がない場合であっても、賃貸業務が幅広く行えるよう更なる見直しを要望する。</p> <p>(3) 制度の現状 銀行が所有する不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっている。</p>
提案主体	一般社団法人 第二地方銀行協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。	
該当法令等	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年2月27日	所管省庁への検討要請日	30年3月26日	回答取りまとめ日	30年9月26日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	第三者型前払式支払手段の発行の業務、資金移動業における資本金の変更届出の簡素化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】          資本金の額の変更に関する届出義務について、一定金額を下回った場合または一定割合以上の変動があった場合に限定する。</p> <p>【提案理由】          現行法上、第三者型前払式支払手段発行業者と資金移動業者は、資本金の額に変更があった場合には届出が義務づけられ、またその際に商業登記簿謄本の添付が求められている。そのため、ストックオプションを発行している会社の場合、ストックオプションの行使により頻繁に資本金の額が変更され、変更届出の提出や都度取得する商業登記簿謄本のコストが負担になっている。          本届け出の趣旨は、一定の資本金を担保するものであると考えられることからすれば、例えば、一定金額を下回った場合または一定割合以上の変動があった場合にのみ届け出るとすることで、上記趣旨を踏まえつつ、事務コストの軽減、生産性向上が見込める。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	<p>第三者型前払式支払手段の発行者は、資本金又は出資の額など、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)第8条第1項各号に掲げる事項を記載した登録申請書及び同条第2項に規定されている添付書類を内閣総理大臣に提出する必要がある、登録申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります。また、その際に前払式支払手段に関する内閣府令第20条第1項に規定されている添付書類も提出する必要があります。</p> <p>資金移動業者は、資本金の額など、資金決済に関する法律第38条第1項各号に掲げる事項を記載した登録申請書及び同条第2項に規定されている添付書類を内閣総理大臣に提出する必要がある、登録申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります。また、その際に資金移動業に関する内閣府令第10条第1項に規定されている添付書類も提出する必要があります。</p>	
該当法令等	<p>資金決済に関する法律第8条第1項第2号、第11条第1項</p> <p>資金決済に関する法律第38条第1項第2号、第41条第1項</p>	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>資本金の額の変更届出については、事業者が事業を適正かつ確実に遂行できるか等を財務状況を通じて監督上の確に把握する観点から必要であるものと考えております。ご提案の届出をすべき資本金の額を、一定金額を下回った場合または一定割合以上の変動があった場合に限定することについては、実態等も踏まえつつ、検討を行います。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年9月12日	所管省庁への検討要請日	30年10月11日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	報告・届出の廃止・簡素化 ④金融再生法開示債権とリスク管理債権の統合
具体的内容	金融再生法開示債権とリスク管理債権を統合する。  【提案理由】 ○銀行は、金融再生法に基づく金融再生法開示債権と銀行法に基づくリスク管理債権の2つの基準による不良債権を開示しなければならない。 ○銀行の事務負担が大きいことに加え、顧客にとってもわかりにくいいため、2つの基準による開示を統合していただきたい。 ○「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)(案)」に対する意見として、当協会が同様の要望を提出した際、金融庁より「銀行等の負担の軽減を考慮する必要もあることから、両者の統合については、このような各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえた上で、引き続き検討する」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。	
該当法令等	銀行法第21条、銀行法施行規則 第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法 施行規則第2条、第4条、第6条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	リスク管理債権と金融再生法開示債権については、各々の長期時系列での比較可能性や異なる対象資産の報告開示という観点から、依然として重要な指標であると考えられます。 他方で、銀行等の負担の軽減を考慮する必要もあることから、リスク管理債権と金融再生法開示債権を一元化することに関しては、各々の開示が有する目的や意義、バーゼル委員会における債権等の開示(不良債権を含む)に関する議論も十分に踏まえた上で、引き続き検討してまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年9月14日	所管省庁への検討要請日	30年10月11日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化
具体的内容	<p>(1)要望の具体的内容 それぞれの開示債権に係る算定や検証等に要する事務負担の軽減等の観点から、2種類の基準による不良債権開示を一元化していただきたい。</p> <p>(2)要望理由(弊害の具体的内容等) 銀行の不良債権開示においては、①銀行法に基づく「リスク管理債権」と②金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の2つの基準による不良債権について、半期毎に開示しなくてはならない。 ①については、貸出金のみを対象(分類も貸出金単位)としており、米国基準との同等性や長期的な連結ベースでの比較可能性等の観点から開示が求められている。 一方、②については、貸出金のほか支払承諾見返なども含めた総与信に係る債権を対象とし、その分類は要管理債権を除き債務者単位という点は、自己査定区分に準じたものとなっているほか、導入から一定の年月を経ており、相応の時系列比較も可能であることから、現在では、一般的に不良債権のベンチマークとしては②が認知・定着していると認識している。 双方の不良債権額及びその比率は、類似指標となっているが、それぞれの異なる算定や検証等には相応の時間を要していることから、銀行の事務効率化の観点や一般の利用者に対して分かり易い開示とするため、是非一元化を図って頂きたい。なお、現在「金融検査・監督における考え方と進め方」において、金融検査マニュアルの廃止を含めた抜本的な見直しに着手しており、本要望についても同見直しの枠組みの中、検討していただきたい。</p> <p>(3)制度の現状 銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表している。</p>
提案主体	一般社団法人第二地方銀行協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。	
該当法令等	銀行法第21条、銀行法施行規則 第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法 施行規則第2条、第4条、第6条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	リスク管理債権と金融再生法開示債権については、各々の長期時系列での比較可能性や異なる対象資産の報告開示という観点から、依然として重要な指標であると考えられます。 他方で、銀行等の負担の軽減を考慮する必要もあることから、リスク管理債権と金融再生法開示債権を一元化することに関しては、各々の開示が有する目的や意義、パーゼル委員会における債権等の開示(不良債権を含む)に関する議論も十分に踏まえた上で、引き続き検討してまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年9月20日	所管省庁への検討要請日	30年10月11日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	コミュニティ内の電力取引量の計量器の選択自由化
具体的内容	<p>【内容】 電力系統網との接続点での電力量を計量して取引を行う場合を除き、コミュニティ内での電力融通における電力量取引は、取引当事者間の合意に基づいた計量器、または、ソフトウェアを用いた算出電力量で行えるようにすべき</p> <p>【理由】 再エネ、及び、蓄電池などいわゆる小型分散電源の普及により、電気事業者以外の電力需要家がプロシューマー化して、電気の供給の担い手となりうる。プロシューマー化の推進は、コミュニティ単位の事業継続、自給率の向上、地産地消といった日本国内における地域課題解決に極めて有効な政策である。 コミュニティにおける電力融通の取引、及び、少額取引の取引においては、高価な高信頼・高精度の計量器を用いる必然性はなく、コミュニティ内の当事者間で合意・紛争解決できるのであれば、安価な計量器による計量、または、ソフトウェアを用いて算出した電力量で取引できるようにすべきである。 さらに、電力のP2P取引においては、計量器にブロックチェーン技術を活用したソフトウェアを組み込むが想定されており、従来の計量器検定スキームをそのまま維持することは、現実的とは言えない。</p>
提案主体	街づくりエネルギーマネジメント推進協議会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	<p>・電力量計は、計量法第2条第2項第4号に規定される特定計量器であり、同法第16条では、計量器でないものや検定に合格した特定計量器でないもの等を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用することはできないとされています。</p> <p>・なお計量器に関する国際的な基準を定めたOIML勧告においても、適正な計量器の供給を確保することを前提に、計量器が満たすべき技術的基準について考え方を示しています。</p> <p>【計量法第16条(抜粋)】 次の各号の一に該当するもの(略)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(略)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 一 計量器でないもの 二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器 イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者(略)が行う検定を受け、これに合格したものと第72条第1項の検定証印が付されている特定計量器 ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項(略)の表示が付されているもの 三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	
該当法令等	計量法第16条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>・計量器は、様々な経済活動の適正化を図るとともに、人々の健康、安全を確保する等、国民生活の利便と安全の確保を通じ、経済の発展及び文化の向上に寄与する上で極めて重要な役割を果たしています。しかしながら、取引・証明において、あるいは消費者が、その計量器が正確であることを確認することは事実上困難であるため、計量器の製造、使用等に対して、計量法に基づく、適正な計量の実施の確保を実施してきています。</p> <p>・具体的には、取引・証明又は一般消費者が使用するために適正な計量の実施の確保が必要とされた計量器(特定計量器)については、原則、検定等によりその精度が担保されたものを使用することが義務付けられており、そのため、特定計量器については、検定の実施により、構造及び器差に関しての技術上の基準への適合を確認する制度があります。</p> <p>・また、使用状況から器差に変化が生ずるおそれがあると考えられる特定計量器については、必要に応じて、検定の有効期間を設けたり、定期検査及び装置検査によって精度の維持を図る必要があります。</p> <p>・他方、次世代技術の進展等に伴い、電力ネットワーク分野にも電力のP2P取引等、新たなビジネスが生まれてきており、こうした状況もふまえて、電気の計量の在り方も含め、新たなビジネスモデルの実現に資する環境整備について、その課題や論点整理を行うべく、「次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会」を本年10月15日に立ち上げ、電力分野における特定計量器の使用の制限の柔軟化についての検討を行う予定です。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年9月27日	所管省庁への検討要請日	30年11月1日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	地下水の熱利用に向けた揚水規制の改善
具体的内容	<p>【要望内容】 都市部等において、地下水を採取し熱利用するための揚水規制の緩和</p> <p>【提案理由】 現在の制度では、都市部等において地下水を採取し利用する場合、技術上の基準(地下水を汲み上げるパイプの断面積が一定の基準であること等)を満たさなければならない。地盤沈下の防止等の観点から、この技術上の基準が厳しく設定されており、都市部等で地下水を採取し熱利用することが困難な(事実上不可能な)状態になっている。</p> <p>他方、都市部等の地下には20℃前後の地下水があることから、これをヒートポンプの熱源、あるいは蓄熱に熱利用することで、冷暖房需要の大きい都市部等において大幅な省エネルギーと負荷平準化が期待できる。</p> <p>地盤沈下に関しては、地下水の過剰採取による地下水位の低下により難透水層(粘土層)に圧密(塑性変形)が生じることが原因となり発生する。採取した地下水を同一の被圧帯水層に還元するといった代替措置を講じることで、難透水層の圧密による地盤沈下を防止することができる。一方、採取した地下水を還元する場合でも、若干の水位変動が生じるため、地盤の弾性変形による沈下が僅かながら生じる。弾性変形による沈下量は、地盤の弾性係数から正確に予測することが可能である。</p> <p>地盤沈下に関する予測技術(地盤の弾性係数の利用など)の活用により、地下水の熱利用実施可能な地域や地層を選定するとともに、適切な仕組み(地盤沈下に関するリスクアセスメント手法、地下水等のモニタリング・運用管理方法、行政への定期報告の実施)を構築すれば、地盤沈下による災害の発生を防止できるのではないかと。既にオランダ等の海外では、地下水の熱利用に関する法制化が進み、数多くの実績がある。また、「大阪市域における地盤環境に配慮した地下水の有効利用に関する検討会議」の中間取りまとめにおいて、うめきた地区での実証実験の結果等から、汲み上げた地下水から熱のみを採りだした後、全量を元の地層に還元するため、長期間の連続運転においても地盤沈下を生じないことが確認された。</p> <p>→ <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kankyo/0000443076.html">http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kankyo/0000443076.html</a></p> <p>そこで、大幅な省エネルギー・電力負荷平準化が期待できる地下水の熱利用を推進するため、採取した地下水を同一の帯水層に全量還元するといった代替措置を講じ地盤沈下等を確実に防止することを前提に、地下水の熱利用を可能とすべきである。</p>
提案主体	公益社団法人関西経済連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条第1項において、政令で指定された地域内の揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受ける必要があります。</p> <p>同法第4条第2項では、都道府県知事等は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が環境省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならないと規定されています。</p>	
該当法令等	<p>建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条第1項、施行規則1条</p> <p>建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条第2項、施行規則2条</p>	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>地盤沈下はいつたん発生すると、元の状態に戻すことができません。また、地下構造は極めて地域性が高く多様性に富んでおり、地下水の採取に当たっては慎重な対応が必要です。</p> <p>一方で近年、帯水層蓄熱を利用した冷暖房システムの技術開発が進みつつあることも承知しており、環境省において検討会を設置し、地下水採取の現状や帯水層蓄熱システムの技術開発の動向等を調査するとともに、同技術を導入する場合の諸課題について検討しております。</p> <p>また、本年8月に大阪市が帯水層蓄熱利用の普及に向けた国家戦略特区の規制緩和を内閣府に提案しており、その提案内容についても上記検討会にて技術的・制度的な観点から慎重に検討を進めているところです。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年9月28日	所管省庁への検討要請日	30年11月1日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	保険会社グループにおける共通・重複業務の集約を通じた業務運営の効率化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>・保険会社グループ内の共通・重複業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>・企業は、事業環境を踏まえた経営改革の推進により生産性を向上し、高い収益性を持続的に実現していくことが期待されている。保険会社グループも国内外における事業環境の目まぐるしい変化に戦略的に対応していくためには、グループとしてより柔軟かつ効率的な業務運営を行っていく必要がある。同様の考え方の下、2017年4月に施行された改正銀行法においては、銀行持株会社への共通・重複業務の集約等が認められているところである。</p> <p>・保険会社グループにおいては、例えば、保険募集代理店の教育・管理業務に関し、グループ内の複数の保険会社が同一の代理店に保険募集を委託している場合、各々の保険会社が代理店に対する教育・管理を重複して実施することによる非効率が生じ得る。現行法の下では、グループ内の特定の保険会社への業務委託を通じて代理店に対する教育・管理を一元化することまでは可能だが、業務の委託元である保険会社は委託先の保険会社を管理する義務が課されている(保険業法第100条の2)ため、グループ内の複数の保険会社において委託先管理業務が重複して生じることとなる。また、保険持株会社が行うことができる業務は「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限られており(保険業法第271条の21第1項)、一定の内部管理機能を除き、子会社が有するグループ内共通・重複業務の執行を担うことは認められていないため、代理店に対する教育・管理業務を保険持株会社に集約することはできず、柔軟かつ効率的な業務運営の障害となっている。</p> <p>・については、改正銀行法と同様、グループ内における共通・重複業務や委託先管理業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能としていただきたい。当該要望の実現により、グループ内の重複解消によるコスト削減のみならず、グループ全体の効率的なリスク管理による生産性向上や、委託先に対する責任・指揮命令の一元化によるグループ経営管理の実効性向上にも資するものと思料する。</p> <p>(共通・重複業務の例)(1)保険募集代理店の教育・管理業務、(2)資産運用業務、(3)契約書審査・法令改正対応等の法務業務、(4)社員の福利厚生や施設の管理等の総務業務 等</p>
提案主体	一般社団法人生命保険協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	保険持株会社は、その子会社である保険会社やその他の子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされています。また保険会社は、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされています。	
該当法令等	保険業法第271条の21第1項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	グループ内に共通・重複している業務を保険持株会社に集約することについては、保険会社・保険会社グループのガバナンスやその他の業務のあり方を踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年9月28日	所管省庁への検討要請日	30年11月1日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	保険募集に関して行う保険契約者等への情報提供に係る電磁的方法の多様化
具体的内容	<p>【提案理由】</p> <p>・保険募集に関し、保険会社や保険募集人は、保険契約の内容や保険契約者等の参考となるべき情報を提供している。現行法の下では、このような情報のうち書面交付が求められている事項について、保険契約者等の承諾の下、電磁的方法により提供することが基本的には認められているが、その方法は、保険業法施行規則第14条の10に規定されているとおり、電子メール送付、顧客のPC等へのダウンロード、CD-R等の交付に限定されている。近時、スマートフォンを活用した保険加入も多く見られるところ、スマートフォン本体に重要事項説明書等をダウンロード(当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法)することは困難な場合があり、例えば、(1)保険会社が提供するホームページ内のマイページ(契約者のIDとパスワードによりログインする)に重要事項説明等を掲載し、契約者が自身のパソコンにダウンロードして保存する、(2)G-mailなどを使う場合、契約者の管理するクラウドにダウンロードして保存する、(3)メールに重要事項説明等のURLを添付し、契約者がURLをクリックすることにより重要事項説明等をダウンロードして保存するといった方法を用いることを以て、「当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法」に該当する等により、多様な方法による情報提供が可能となれば、スマートフォンによる保険加入は行いやすくなり、更には随時かつ任意にダウンロード、保存できる環境を提供し、ダウンロード・保存は顧客の任意に任せることで、顧客の利便性は高まるものとなる。</p> <p>・金融商品取引業等に関する内閣府令第56条、日本証券業協会Q&amp;AのQ4によると、「顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイル」について、「顧客が使用するパソコン等のファイル及び顧客が契約しているデータセンター等に備えられた当該顧客のファイル(クラウドコンピューティングを含む。)」とされており、顧客が契約しているクラウドにダウンロードして保存することも認められている。</p>
提案主体	一般社団法人生命保険協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	保険会社や保険募集人等が、保険契約者等に情報の提供を行う場合の電磁的方法として、電子メール、ダウンロード及びCD-ROMを利用する方法とされています。	
該当法令等	保険業法施行規則第227条の2等	
対応の分類	対応	
対応の概要	保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後パブリックコメント手続きを経たうえで府令改正を行うことを予定しています。	

区分(案)	△
-------	---

## 提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年9月28日	所管省庁への検討要請日	30年11月1日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化
具体的内容	<p><b>【提案の具体的内容】</b>          平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、本年5月29日より施行されている。これにより交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されている。この電磁的方法について、多様化を要望する。</p> <p><b>【提案理由】</b>          業界として改正法を踏まえた実務を行ってきているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものとする。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信（ダウンロード方式）ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ること、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができるようになる。</p>
提案主体	一般社団法人 日本損害保険協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	保険会社や保険募集人等が、保険契約者等に情報の提供を行う場合の電磁的方法として、電子メール、ダウンロード及びCD-ROMを利用する方法とされています。	
該当法令等	保険業法施行規則第227条の2等	
対応の分類	対応	
対応の概要	保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後パブリックコメント手続きを経たうえで府令改正を行うことを予定しています。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年9月28日	所管省庁への検討要請日	30年11月1日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>平成28事務年度金融行政方針のⅢ. 2. (3)(2)「会計基準の品質向上に向けた取組み」に挙げられている「国際会計基準(IFRS)の任意適用拡大促進」のため、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。</li> <li>・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。</li> <li>・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。</li> </ul>
提案主体	一般社団法人 日本損害保険協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	連結業務報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされています。	
該当法令等	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	保険業法上の連結業務報告書等にIFRSを任意適用することについては、IFRS17(保険契約)の適用に向けた今後の国際的な動向等を踏まえて、検討を行う必要があります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年9月28日	所管省庁への検討要請日	30年11月1日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	区分所有建物における建替え決議要件の緩和
具体的内容	<p>○ 提案の具体的内容と提案理由</p> <p>区分所有法により、区分所有建物の建替えを決議するためには、区分所有者数と議決権のそれぞれ5分の4以上の賛成が必要となる。</p> <p>昨今、大規模な自然災害が頻発する一方、昭和56年以前の旧耐震基準に基づく建物の老朽化が進行している。また、超高齢社会の到来や共働き世帯の増加等に伴い住宅ニーズの多様化もみられる。こうしたなか、特に旧耐震基準のマンション等の区分所有建物の建替え促進はわが国における喫緊の課題だが、区分所有者数(頭数要件)と議決権(議決権要件)の双方で5分の4以上の賛成が求められることが障害となっている。とくに頭数要件については、区分所有者が少ない建物の場合、議決権要件を満たすものの、少数の区分所有者が反対もしくは意向を表明しないことで、建替えが進まない状況を生んでいる。近年、所有者不明の不動産が社会問題となるなか、区分所有建物でも同様の問題が発生しており、厳格な決議要件を維持すると、今後建替えが一層困難になることが懸念される。</p> <p>そこで、区分所有建物の建替え決議要件について、①区分所有者数に関する要件の撤廃、②議決権要件について3分の2以上の賛成(都市再開発法に基づく市街地再開発事業と同等)への緩和を求める。この要望の実現が難しい場合には、規約による頭数要件の撤廃及び議決権要件の緩和を許容すべきである。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出し、法務省からは、「建替え決議要件の緩和により、建替えに要する社会的・経済的コストが増大しても、各区分所有者が決議に賛成しなかった区分所有者からの買取費用の負担を考慮した上で建替えを実施する事例があり得るとはいえるものの、費用負担の問題が建替えを阻害する大きな要因として存在する以上は、建替え決議要件の緩和により建替えが大きく促進されるとは思われず、上記のような事例があり得るということをもって、上記多数決で行うことの正当性の担保を減ずることは相当ではありません」との回答を得た。</p> <p>同回答は、頭数要件を維持すべき理由を回答していないほか、多数決要件が5分の4以上であれば適当で、3分の2以上であれば不相当ということについても回答がなく、規制の維持という結論ありきと言わざるを得ない。</p> <p>また、同回答は、「建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになる」として、決議に賛成しなかった区分所有者に対する買取費用が増額することを指摘しているが、仮に買取費用が増額したとしても、デベロッパー等の買取りを行う者は、建替え後の新築建物及び敷地に係る権利の取得を踏まえ、経済合理性のある取引として、買取りを行うものである。この取引金額が増額することをもって、社会的・経済的な「コスト」が増大すると評価すること自体が不自然と言わざるを得ない。</p> <p>さらには、建替え決議が成立しやすくなることで、買取請求の対象となる区分所有者を増加させるという結論に帰着するかは不明である。法改正により決議要件の緩和がなされた後、区分所有者は、そのことを所与として、合理的な意思決定をするため、法改正前であれば建替え決議に賛成せずに買取請求の対象になった者が、法改正後においても賛成しないとは限らない。</p> <p>「建替え決議要件の緩和により建替えが大きく促進されるとは思われない」とする点も実証的な裏付けを欠いている。決議要件が緩和されれば、法改正による建替え推進に向けたアナウンスメント効果も生じると考えられ、建替えの促進につながることも予想される。</p> <p>買取費用の問題を含む建替えのプロセスは、基本的には民と民の問題であり、区分所有者やデベロッパーが協議の上で決定していくものである。現状の決議要件の厳格さは、民間分野の自由な意思決定で行われるべきプロセスに対する制約となっている。</p> <p>以上より、所管省庁には本要望の再検討を求める。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	法務省
制度の現状	現行の建物の区分所有等に関する法律は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としています。	
該当法令等	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	
対応の分類	対応不可	

<p>対応の概要</p>	<p>建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」といいます。)の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって、生活や社会経済活動の本拠にもなる区分所有権の処分を伴うものであり、各区分所有者の自由に任されている事項であり、本来であれば全員同意を要するものであることから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決の要件は厳格である必要があります。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになります。</p> <p>そこで、区分所有法は、建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各5分の4としているところ(区分所有法第62条第1項)。</p> <p>ここで、多数決の基準として、議決権の割合のみならず区分所有者の人数も併用しているのは、区分所有建物等の管理又は使用に係る区分所有者の利害に関しては、共有物の管理という面を有することから各区分所有者の有する区分所有権の大きさ(議決権の大きさ)に比例する側面があると同時に、区分所有関係が一つの共同生活関係であるという側面を有することから構成員(区分所有者)の数を考慮すべきと考えられているためです。御提案において、区分所有者数に関する要件の撤廃や緩和が挙げられていますが、建替え決議は、上記のとおり、決議内容の区分所有者に与える影響が大きく、重要性が高いことから、区分所有者数要件を撤廃したり、この要件について規約で別段の定めができる範囲を拡大したりすることには慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、区分所有者数又は議決権要件の撤廃又は緩和の御提案のいずれについても、決議に賛成しなかった区分所有者の区分所有権の時価での買取りが予定されているとしても、その意思に反して区分所有権を失わせることになる以上、多数決要件に厳格性が求められることに何ら変わりはありません。例えば、ご提案のように決議要件を緩和した場合には、相当数の区分所有者(3分の1に近い議決権を有する者)が建替えに反対しており、建替えをした場合のコストが増大することを理由として建替えに反対した者がいる場合にも、議決権の3分の2を有する者が賛成をすれば、建替えが可能になりますが、このような場合に、上記のような理由で建替えに反対した者の区分所有権を強制的に買い取ることがその者の財産権の保障との関係で正当化されるかどうかについては、財産権の保障との関係等を含め、慎重な検討が必要になるように思われます(この問題は、決議要件を緩和すればするだけ大きくなるものと考えられます)。このように、反対者の区分所有権を強制的に消滅させるという重大な効果を伴う以上、区分所有建物の建替え要件の問題については、御指摘のように「基本的には民と民の問題であり、区分所有者やデベロッパーが協議の上で決定していくもの」と割り切ることはできないものと考えています。</p> <p>したがって、建替え決議要件の緩和・見直しについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p>
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>区分(案)</p>	<p>△</p>
--------------	----------

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

受付日	30年9月28日	所管省庁への検討要請日	30年11月1日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	消防法の規制緩和について
具体的内容	現在、サービスステーションの過疎化が社会問題になっている。弊社はサービスステーションとコンビニエンスストアの複合店を展開している。課題としてとらえているのが地中タンク設置と離隔距離が道路から6m離して計量機を設置となっているところであり、それにより設置位置の制限がかかり、かつ、安全上の防火壁も必要となる。サービスステーション過疎化の改善策としてコンビニエンスストアに1基設置したいと検討したいものの、膨大な費用がかかり投資対コストが合わない状態である。これが規制緩和されることで、サービスステーション過疎化の改善策の一環として社会貢献が可能となるものと考えている。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	<p>消防法令上、給油取扱所(サービスステーション)においては、危険物の漏えいや火災による周囲への影響を防止するため、ガソリン等のタンクを原則として地盤面下に埋設するとともに、その周囲(自動車の出入りする側を除く。)に耐火構造又は不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀又は壁を設けることとされています。</p> <p>なお、タンクについて、都市計画法上の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に容量600リットル以下の簡易タンクを設けることができることとされており、コンビニエンスストアの複合店に設置することも可能です。</p> <p>また、固定給油設備(計量機)の設置位置については、給油時に自動車が路上にはみ出ることがないように、給油ホースの長さ、車幅等を勘案し、道路境界線から一定の間隔(給油ホースの長さ+1m以上)を保つこととされています。</p> <p>例えば、給油ホースの長さが3mの場合には、固定給油設備と敷地境界線の間隔は4m以上であればよく、ご提案に記載の6mより短くすることも可能です。</p>	
該当法令等	危険物の規制に関する政令第17条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)を踏まえ、過疎地域等の給油取扱所等における安全対策のあり方について、安全確保を前提としつつ、検討を行うこととしています(平成31年度から検討に着手する予定)。</p> <p>今回のご提案についても、併せて検討してまいります。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

受付日	30年4月16日	所管省庁への検討要請日	30年5月24日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	行政手続の電子化を進めるための環境を整備すること
具体的内容	<p>【要望内容】</p> <p>ア. 省庁横断・ワンストップで電子申告申請が可能となるシステム環境の構築</p> <p>イ. 電子申請におけるできるだけ簡易な本人確認方法の検討</p> <p>【理由】</p> <p>行政手続を行うシステムは、国税は「e-Tax」、地方税は「eLTAX」、社会保険等は「e-gov」、登記は「登記・供託オンライン申請システム」と林立しており、それぞれに対応しなければならない。このため、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請が可能となるシステム環境を構築することが必要である。</p> <p>また、電子申請するまでの手間や金銭的コストが、導入の障害となっているため、電子証明書やICカードリーダーを必要としないできるだけ簡易な本人確認の方法を検討する必要がある。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	内閣官房総務省法務省財務省厚生労働省
制度の現状	<p>官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)において、国は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとするとしており、また、官民データ活用に資するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとするとしております。</p>	
該当法令等	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>国においては、制度の趣旨を踏まえ、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)を定め、行政サービスの利便性向上を目的に、保有する行政サービスや行政データに関するAPIの整備を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進することで、行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスまで含めたワンストップ化(コネクテッド・ワンストップ)を推進することとしています。また、電子的な本人確認等の手段についても、行政手続における本人確認等の手法として広く用いられているマイナンバーカード等を用いた電子署名に加え、情報システムの取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案し、電子署名以外の電子認証等の適切な技術選択を行うことが重要であるとしています。具体的な取組としては、介護、死亡・相続、引越し等をワンストップ化の先行分野として取り組み、得られたノウハウや成果を他の分野に展開していくとともに、手続の取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案した上で、個々の手続きの本人確認手法の見直しがされるよう、推進して参ります。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

受付日	30年9月20日	所管省庁への検討要請日	30年10月11日	回答取りまとめ日	30年11月27日
-----	----------	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	EMSデータのオンライン収集に基づく省エネ法の定期報告、統計法の統計調査を免除
具体的内容	<p>【内容】 行政手続簡素化の原則の1つである「同じ情報は一度だけ(ワンスオンリー原則)」に従い、各事業者が管理するEMSデータを、都道府県単位のデータベースにオンライン収集することで、省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査を免除することを要望する。</p> <p>【理由】 事業者が官公庁に提出する書類(電子書類含む)の多くは、元となるデータ項目が同じであるにも関わらず、それぞれ様式や算出式が異なり、都度対応する事業者側の負担が大きい。この問題を解決するためには、様式や算出式の統一ではなく、元となるデータのみを収集することとし、データを利用する側が独自の様式や算出式による加工を行うのが理にかなう。また、将来的に、元データの新たな利用者が多数現れても、データの提供側には、事実上負担の増大がなくなる。</p>
提案主体	街づくりエネルギーマネジメント推進協議会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	<p>【統計法】 エネルギー消費統計調査は、統計法に基づく一般統計調査として、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的として毎年実施しています。</p> <p>【エネルギーの使用の合理化に関する法律】 省エネ法では、エネルギーを使用する者は、エネルギーの使用の合理化に努めなければならないとしており、当該事業者が設置している全ての工場等の適切なエネルギー管理を求めています。 合理化のためには、事業者自らがエネルギー使用状況、エネルギー消費設備の設置改廃等の状況を把握し、整理分析することが重要です。 定期報告書は、工場等に係るエネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる「特定事業者」について、国が適正な指示等を行う上で一定の周期で、エネルギーの使用状況等の情報を把握しておく必要があるため、定期的に提出を義務付けているものです。</p>	
該当法令等	統計法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>【統計法】 現状、ご提案のデータベースは構築されておりませんので、同データベースを活用しての統計調査の実施(免除)は困難です。仮に、ご提案のデータベースを構築するとした場合でも、新たなツールとして整備することから、入念な検討とコストを要すること、エネルギー消費統計調査で実施している項目をすべて搭載する必要があること、着実な調査結果の公表に耐え得るため、データの格納時期、内容の精度精査など明確なルール策定が必須であること、などから費用対効果の観点も含め慎重な検討が必要であると考えます。 エネルギー消費統計調査における、記入者負担の軽減策については、事業者の管理する電子的データを活用できるよう、オンライン(電子メール)での提出を促進するなどの取組みを引き続き強化していくことで推進して参ります。</p> <p>【エネルギーの使用の合理化に関する法律】 「EMSデータを、都道府県単位のデータベースにオンライン収集」の意図しているものが定かではないですが、EMSデータだけでは定期報告書に必要な項目(エネルギー消費効率の算出に必要な活動量や工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の遵守状況等)を全て収集することはできないと認識しております。 また、定期報告書を作成する過程で、事業者自身がエネルギーの使用量を定量的に把握するとともに、現場のエネルギー管理実態等のエネルギー使用状況を整理分析していただくことが重要であると認識しておりますので、定期報告書として作成し提出していただく必要があると考えております。 なお、官公庁への提出書類の重複感については、ワンスオンリー原則に従い、引き続き改善に努めてまいります。</p>	

区分(案)	△
-------	---